

令和7年7月20日

古賀市選挙管理委員会

第27回参議院議員通常選挙 詐偽投票の疑いについて

1. 事案の概要

令和7年7月20日午後3時42分頃、古賀市第4投票所青柳小学校体育館を訪れた女性が、母親の投票所入場整理券を受付係に渡した。受付係が名前を読み上げたところ「はい」と返事をしたことから、本人（母親）であると誤認し、受付処理を行った。女性は、選挙区選出議員選挙及び比例代表選挙の投票用紙の交付を受け投票を行った。

投票終了後、年齢に違和感を覚えた受付係が庶務係に報告し、庶務係が女性に確認したところ、母親の娘であることが発覚したもの。女性は、既に市外住所地で投票を済ませていたとのこと。

2. 当該投票の取扱

投票済みであり、正しく記載されていれば有効票として扱う。

3. 今後の対応

公職選挙法違反（詐偽投票※）の疑いもあるとして、警察に通報している。必要に応じ本人確認を徹底する等、再発防止に努め、公平公正な選挙の執行に取り組んでまいります。

※公職選挙法第237条第2項

氏名を詐称しその他詐偽の方法をもつて投票し又は投票しようとした者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

【問い合わせ先】

古賀市選挙管理委員会（事務局：総務課 星野・中村）

電話：092-942-1112